(質問の

内閣衆質七七第二三号

昭和五十一年五月二十八日

内 閣 総理大臣 三 木 武 夫

衆 議 院 議 長 前 尾 繁 三 郎 殿

衆 議院 議員田中美智子君提出大規模 小売店舗の進出規制と商業活動調整協議会委員 の選定に関

する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 田 中 美 智 子 君 提 出 大 規 模 小 売 店 舗 \mathcal{O} 進 出 規 制 と商 業 活 動 調 整 協 議 会 「委員

の選定に関する質問に対する答弁書

一について

大 規 模 小 売 店舗 法 12 お いて は、 中 小 小 売業 の事業機 会 の適正な確保と小売業 の正常な発達 を

直 接 \mathcal{O} 目 的 とし つ つ、 消 費 者 利 益 \mathcal{O} 保 護 に ŧ 配 慮 すべきこととされ 7 1 る。 政 府 کے L 7 は 法 制

定 後 そ \mathcal{O} 運 用 に お ** \ 7 本 法 \mathcal{O} 目 的 が 達 成 さ れ る ように · 努力 Ù てお り、 本 法 に 基 づ < 具 体 的 な 調

整 12 当 た 0 て は 商 工 会 議 所 等 に 設 け 5 れ る 商 業 活 動 調 整 協 議 会 (商 業 者、 消 費 者 学 識 経 験

者 で 構 成) \mathcal{O} 審 議 結 果 を尊 重し てこれ · を 行 0 7 お り、 地 元 \mathcal{O} 実 態 に 即 た 調 整 が 行 わ れ 7 1 る

と考えている。

また、 制 度的にも必要に応じ通商産業大臣の変更勧告、 変更命令が行われることとなつてお

り、 そ \mathcal{O} 効 果 は 営 業 停 止 命令 Ŕ · 罰 則 によ り 十 分 担 保 され てい るところで あ ý, 許 可 制 0) 移行

が 必 要とされ るような 情 勢 変 化 が 生じて ١ ي るかどうかに つい て は、 な お 慎 重 な検 討 を要す るも

のと考える。

更に今後とも、 中 小 小売業者の健全な発展を図るため、 本法の適切な運用と中 小小売業の近

代化促進等を図つていきたい。

二について

商 業 活 動 調 整 協 議 会 で の審 議 は、 本法 に基づく調 整 に 、 当 た つ て重要な役割 を果た して お り、

そ 0 委 員 \mathcal{O} 選 定 に 0 7 て は 従 来 か ら、 これ が 適 正 に 行 わ れ るよう指 導 L てきたところで あ

る。 御 指 摘 \mathcal{O} 件 に 0 1 て ŧ, 当 該 委 員 は 同 地 域 \mathcal{O} 最 大 \mathcal{O} 小 売 商 寸 体 \mathcal{O} 代 表で あ り、 商工会議 所

で 正 式 な手続 を経て選任されたものと聞いてお り、 特 に · 問 題 は ないものと考えてい る。

右答弁する。